

別表2 定期報告を要する昇降機及び遊戯施設

法第12条第3項の規定により、国が定める昇降機の種類、特定行政庁が指定する報告の時期は次の表のとおりとする。

昇降機及び遊戯施設の種類		報告の時期
エレベーター	<p>建築物に設置するエレベーター（令第146条第1項第1号に規定するエレベーターで、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）施行令第12条第1項第6号に規定するもの又は籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）</p> <p>建築物以外に設置する（令第138条第2項第1号に規定する）観光のための乗用エレベーター</p>	毎年1回
エスカレーター	<p>建築物に設置するエスカレーター（令第146条第1項第1号に規定するエスカレーターで、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く。）</p> <p>建築物以外に設置する（令第138条第2項第1号に規定する）観光のためのエスカレーター</p>	
小荷物専用昇降機	建築物に設ける小荷物専用昇降機（出し入れ口の下端の高さが床から50cm以上のものは除く。）	
遊戯施設	令第138条第2項第2号及び第3号に規定するウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設	